

ホームマップ土地利用規則 新旧対象表 (初版←→02w20a)

現	新
<p>ホームマップ土地利用規則 (初版) 初版制定 : 2013/9/23</p> <p>コンセプト 単純明快な土地利用についての原則を決める。 地上に鉄道を引きやすくする。 地下の乱開発を防止する。</p>	<p>ホームマップ土地利用規則 (2版) 初版制定 : 2013/9/23 <u>2版 : 2021/*/**</u></p> <p>コンセプト 単純明快な土地利用についての原則を決める。 地上に鉄道を引きやすくする。 地下の乱開発を防止する。</p>
<p>第0条 概要</p>	<p>第0条 概要</p>
<p>1. 本規則は <u>ホームマップ(※)</u> <u>における土地利用、</u><u>建築に関する禁止</u> <u>事項を定める。</u></p> <p>2. 本規則に違反した場合、当該ユーザーは <u>サーバーBAN 対象となり、</u><u>サーバー管理者の判断により BAN される場合がある。</u></p> <p>3. 本規則において不明な点がある場合 <u>には</u>ユーザーは直ちにサーバー管理者に見解を求めること。これにより規則が改定となる場合があるが、<u>改定前に土地利用をしていたユーザーに関しては新規則への準拠に改定から1ヶ月間の猶予が与えられる。ただし、故意による迷惑行為など別途サーバー規則違反が認められる場合にはこの限りではない。</u></p>	<p>1. 本規則は、<u>ホームマップ (home01、world_nether、world_the_end、pvp01を除く。)</u>における土地利用<u>及び建築に関し、</u>サーバー参加者 (以下「ユーザー」という。) <u>が遵守すべき事項を定める。</u></p> <p>※禁止事項だけ定めているわけではないので修正。※で別註になっていたホームマップの定義を統合。</p> <p>2. 本規則に違反した <u>ユーザーは</u> <u>サーバー管理者の判断により BAN される場合がある。</u></p> <p>※冗長のため整理。なお都市規則にも同じ条文があるためどう統一させるかは課題。</p> <p>3. 本規則において不明な点がある場合は、<u>ユーザーは直ちにサーバー管理者に見解を求めるものとする。その際、その見解により本規則の改正が必要となる場合は、サーバー管理者は、ただちにその旨をユーザーに公示するものとする。</u></p> <p>※条文自体が長いので後半を 0-4 に切り分けて規定する。なお都市規則にも同じ条文があるためどう統一させるかは課題。</p>

(新設)

(新設)

2013/9/23 追記：※ 各第一ホームマップ (home01, world_nether, world_the_end, pvp01)を除いたホームマップ

第1条 資源採集の禁止

1. 資源採集を目的とする掘削、開削、伐採、表土の採集を禁止する。ただし、建設目的による整地で収集された資源や、地域の地形修正で収集された資源、占有地において占有者により栽培

された資源についてはこの限りでは

4. サーバー管理者は、前項の規定により本規則が改正される場合において、改正前の規則により土地利用及び建築をしていたユーザーに対し、対象と期限を定めて改正後の規則に準拠させる措置を講じさせることができる。

※0-3の後半部を独立。現行の0-3ではユーザーが見解を求めているケースで改正が必要と判明した場合の規定が漏れているので、適用範囲を一般的な改正時に広げる。遡及適用は、改正内容ごとにその範囲を定める必要があるため、ユーザーに準拠義務を課す規定では実行が困難であることから、ユーザーの義務ではなく、サーバー管理者の権限として規定しなおす。

5. 本規則で解決しなければならないとされる事項については、まず当事者間の話し合いによって解決を図るものとし、これによりがたい場合は、サーバー管理者に調停を求めるものとする。ただし、解決方法について別途定めのある場合は、併せてそれに従うものとする。

※問題発生時の解決方法は土地利用規則に関わらずサーバーの基本的ルールとして定めるべきであると考えるが、複数の条項に既に解決方法が規定されており、その流れも共通であることから、問題解決の基本的ルールとして統合した規定を本項に残す。

(削除)

※0-1に統合。

第1条 資源採集の禁止

1. 資源採集を目的とする掘削、開削、伐採、表層の採集は、これを禁止する。ただし、建築目的による整地、土地の地形修正及び占有者(第2条に定めるものをいう。以下本条において同じ。)がその占有地(第2条に定めるものをいう。以下本条において同じ。)において行った栽培等により収集された資源についてはこの限りでは

ない。

2. 地下空洞などに露出する鉱石類の採取は _____ 禁止する。土地の占有権がある場合や、占有者の許諾がある場合に、建設目的による採掘で収集される場合 _____ はこの限りではない。

第2条 土地の占有について

(2-5. より移動)

(2-5-I. より移動)

(2-5-II. より移動)

(2-5-III. より移動)

(2-5-IV. より移動)

ない。

※第2条に行く前にいきなり「占有」という単語が出てくる違和感を軽減する。「表層」は、表土だから土ブロックに限られるという主張を避けるため。

2. 地下空洞などに露出する鉱石類の採取は、これを禁止する。ただし、占有地において占有者または占有者の許可を得たユーザーにより建築目的による採掘で収集された資源についてはこの限りではない。

第2条 土地の占有

1. ユーザーは、以下の各号のいずれかに定める方法により、各号に定める範囲の土地を占有することができる。この方法によらない場合及び方法に不備がある場合は、土地の占有を認められないことがある。

※占有方法は第2条あるいは規則全体で見ても、読まれる頻度が高いことから、条の先頭において目立たせる。条の末尾でもよいがその場合は改正時に項番のずれ等を毎回調整しなければならない。占有を認められない場合、という文は2-5-Iなどでも出ていたことから、この冒頭で明確化する。

- I. 建築者の、MinecraftIDが記載された看板（以下「ID看板」という。）が付された人工物が設置された場合は、その人工物の範囲。

※「占有を認められない」は2-1で追加した。

- II. _____ 柵、塀などで囲まれた領域において、その領域内にID看板 _____ が設置されている場合は、その領域の範囲。

- III. 地表に領域保護を設定した場合は、その領域の範囲。なおID看板の設置を要しない。

- IV. 塀またはフェンスの柱を地上に四本設置した場合は、その柱を繋ぐ直線により囲まれる四角形の領域の範囲（直線上の平面座標を含むものとする）。この場合、柱の設置については以下の各号の仕様によ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

るものとする。ただし、柱が複数の領域の指定を兼ねることを妨げない。

※ネザーレンガフェンスは、新規ユーザーにとっては入手の容易さに欠けるため、素材を「塀またはフェンス」と広げる。柵またはフェンスの設置仕様については、煩雑になるため以下に各号を設けて四本の柱及び辺上の柱の形状等を定める。また「Far（遠い）」は 1.8 では既に変更（削除）されている。代わりとなる視界距離の設定や領域サイズに制限を設けることも検討したが、実際の設置状況も踏まえ、視認性を高める方向性にする事で代替規定とする。簡便性とのトレードオフになる点は課題として残る。なおL字の領域を四角形二つに分割して確保するときにより少ない柱数で確保できるように、「柱が複数の領域の指定を兼ねる」の一段を設けた。

a. 少なくとも一つの柱に ID 看板を付すこと。

※現行の 2-5-IV 本文より独立。

b. 四本の柱は、種類または素材に同一のものを用いること。

※新設。四隅の柱と辺上の柱の区別を明確にするため。

c. 32 ブロックを超える長さの辺には、辺上に 20 ブロック以内の間隔で別途塀またはフェンスを設置すること。

※視界距離や領域サイズではなく、辺上に柱を設けることにより現地で実際に確認しやすいようにして視認性を高める。

d. 四本の柱及び辺上の塀またはフェンス（以下「柱等」という。）は、隣接する柱等が可能な限り互いに視認できる高度に設置すること。

※新設。高度方向についても視認性を確保するため。

e. 辺上の塀またはフェンスは、種類または素材に同一のものを用いること。ただし、種類、素材またはブロック数の少なくとも一つ

4. 他者と占有地 _____ が重複した事 が
判明した場合、 _____

_____ サーバー管理者にサーバーログの提示を求めること
ができる。ただし、直近 1 ヶ月間のログから先に占有した者が判断で
きない場合には当事者間の話し合いにより解決すること。いずれかの
占有表示に不備があった場合にはこの限りではない。

5. 【土地の占有方法】

I. 他に占有者が居ない土地において、人工物が設置された場合はその
範囲の占有が認められる。ただし当該人工物に建築者の MinecraftID
が記載された看板が設置されていること。看板が設置されていない
場合、他項で定める占有表示が行われていない土地については占有
を認められない。

II. 領域を柵、塀などで囲み、一部に MinecraftID が記載された看板が
設置されていること。

III. 地表に領域保護を設定する。この場合看板の提示は不要。

IV. 最低四隅にネザー柵 _____ を用いて柱を建てる。このときいずれかの柱
に MinecraftID が記載された看板が設置されていること。また、特
定の柱から残りの 3 箇所の柱が視界距離「Far (遠い)」で視認でき
ること。

確保する必要はないし、埋め立てて使う場合もあるため、ただし書を
追加。

5. _____ 占有地 (占有方法に不備があるものを除く。) が重複したことが
判明したときは、当事者となる占有者は、第 0 条に定めるとおりこれ
を解決しなければならない。この場合において、各占有者は、時系列
を確認する目的でサーバー管理者にサーバーログの提示を求めること
ができる。 _____

※現行では、1 か月以内のサーバーログで判断できた場合にはどう決定
するのかが書かれていない。ログによる先設置者が必ず常に優先する
規定とも考えられず、現実的にも当事者間の話し合いの余地を残して
おくほうが望ましいと考える。

(2-1. に移動)

(2-1-I. に移動)

(2-1-II. に移動)

(2-1-III. に移動)

(2-1-IV. に移動)

V. 区画整理された町は、その町の管理者より分譲された区画の占有権を有する。区画の占有権表示は町の管理者に委ねられるが、サーバー利用者間で問題が発生した場合には町の管理者による仲裁で解決すること。

VI. 第 3 条にて定める公共通路予定帯以外の地下に公共通路を敷設する場合には、以下に示す簡素な地上の占有方法を使用できる。

a. 看板に路線名と敷設者の MinecraftID を記入し、1m～50m 間隔で設置する。この時看板は交通路の進行方向に向けて設置されること。

b. このとき看板間の 1m～50m 区間を、幅 5 ブロックで占有しているものとみなす。

c. 公共通路予定帯上においてはこの占有表示は不要。ただし、占有の表示が無い状態において地上が他のユーザーに占有される場合がある。(2013/7/20 追記)

d. この占有表示は地下の公共通路敷設前に掲示され、以降当該公共通路が廃線、完全に埋め戻されるまでは撤去される事はない。

(新設)

(2-1-V. に移動)

(3-11. に移動)

(3-11-I. に移動)

(3-11-I. に移動)

(3-13. に移動)

(3-12. に移動)

6. 占有者が、占有地の全部または一部を他のユーザーに貸与したときは、その部分にかかる第 2 項の権利は、原則として占有者が引き続き持つものとする。ただし、占有者は貸与したユーザーにその権利の全部または一部を委譲することができ、この場合貸与の終了時にはその権利は占有者に戻るものとする。

※貸借時の「建築権」等について定める。すなわち、「建築権」等は原則貸主のもの（いわゆる初心者アパートなどが該当、借主が部屋の壁壊すとか勝手に増築とか原則 NG）、ただし委譲は可能（部屋の内装変えても OK とか）、委譲した場合は貸借関係の終了時（平和裏でも BAN でも）に貸主に権利も戻る、の 3 点で、いずれも今ある貸し部屋等の運

営方法に沿っていると考える。なお、借主がそこに作った人工物や建造物は、貸主の占有から生じる建築権（の委譲）に由来するものなので、これを基にした占有（表示）は認められない。

第3条 公共通路と公共通路予定帯

1. 【公共通路】とは、サーバー利用者が _____ 管理者または敷設者 _____ に特別な許可を得ることなく利用でき、かつ施設の保全が必要な「鉄道」「高速歩道」「運河」及び「地上 _____ のトンネル ($Y \geq 63.0$)」を指す。(2013/9/23 追記：ただしホームマップの一般利用開始前に予め公共通路の建設予定地を定める場合には、各ホームマップの各種申請認可期間前までに公共通路計画一覧配下にページ作成の上でサーバ管理者に申請、認可を得るする物とする)

2. 前項に当該しない歩道は、地下 ($Y < 63.0$) や地上を問わず、公共通路に含まれない。

3. 【公共通路予定帯】 _____ とは、各ホームマップの平面座標 x, z どちらか _____ の整数部、下2桁が 00～09 および 50～59 の幅 10 ブロックの領域、 y 座標は全高度の領域を指す。

第3条 公共通路と公共通路予定帯

1. 公共通路とは、ユーザー _____ がサーバー管理者またはその所有者に特別な許可を得ることなく利用でき、かつ施設の保全が必要な「鉄道」「高速歩道」「運河」及び「地上 (y 座標が 63.0 以上であるものとする。) のトンネル _____」をいう。以下、公共通路を敷設しようとするユーザーを「敷設者」という。

※後半はホームマップ供用開始時の臨時的規定のため、3-16 に切り分けて規定する。

2. 前項の構造 (有用なものに限る。) を有しない道 (以下「歩道」という。) は、その位置 _____ を問わず、公共通路に含めない。

※「歩道」を、公共通路の構造を有しない道と定義することで、鉄道併設道路などにも公共通路の適用範囲を広げ、公共通路予定帯の恩恵を受けられるようにする。「有用なもの」は、例えば不連続なレールを敷いて「鉄道だ」という主張を避けるため。

3. 公共通路予定帯 (以下本条において「予定帯」という。) とは、各ホームマップの平面座標 x 及び z のいずれかの整数部の下2桁が 00～09 または 50～59 である柱状の _____ 領域をいう。

※公共通路というワードが頻出すぎて読む際に疲れるので、第3条に限って「予定帯」という略称を使う。

4. 公共通路予定帯に公共通路を敷く場合、近隣の建造物の所有者の許可を必要としない。ただし、予定帯の地上部分が既に他者に占有されている場合はこの限りではない。

(3-6. より移動)

5. 公共通路を地下に通す場合、公共通路予定帯上では第2条に基づく地上の占有表示を必要としない。ただし、やむを得ず公共通路予定帯以外の地下を通す場合、地上の占有及びその表示が必要となる。

(3-7. より移動)

6. 既に公共通路予定帯に公共通路が存在する場合、別の敷設者が交差／並行して公共通路を通す際には、既存の公共通路の敷設者に対して許可を得なければならない。

(3-4. より移動)

(3-6. に移動)

4. 予定帯に公共通路が既に存在する場合において、これに交差あるいは並行して公共通路を敷設しようとする敷設者は、既存の公共通路の敷設者に許可を得なければならない。

※交差には、地上と地下での交差も含むと解釈する。本来、交差の時に許可を得ることは予定帯の内外を問わず必要なので、そもそも規定しなくてもよいし、あえて予定帯内だけ規定すると予定帯外の解釈に揺れが生じる（明示されていない以上禁止か、）のは否めない。ただし、ここで予定帯内について規定することで、3-9 の規定につなげることができるため、この形で残す。

(削除)

5. 予定帯に歩道が既に存在する場合において、公共通路を敷設しようとする敷設者は、既存歩道を破壊し、もしくはその機能不全を引き起こすような建築をしてはならない。ただし、既存歩道の設置者が不明でありかつその改修が必要不可欠である場合は、サーバー管理者に許可を求めることを妨げない。

(3-4. に移動)

6. 予定帯において、公共通路を敷設しようとする敷設者は、他に定めのある場合を除き、近隣の占有者の許可なしにこれを敷設することができる。

7. 公共通路予定帯に公共通路を敷設する際、公共通路ではない道路(歩道)が既に存在する場合には許可を得ることなく公共通路を敷設できる。ただし既存道路に対しての破壊および道路(歩道)の機能不全を引き起こす建設は認められない。既存道路を改修する必要があり、既存道路建設者が不明な場合にはサーバー管理者に許可を求める事で建設可能になる場合がある。(2013/7/20 追記)

(新設)

8. 公共通路予定帯を外れ、他____者の占有地に隣接(他者の占有地から5ブロック以内(2013/7/20 追記))して公共通路およびその他道路を敷こうとするもの_____は、当該占有者及び近隣住人の許可を必要とする_____。

9. _____前項の場合でも_____、長期不在者および所有者不明の占有地に隣接して敷設する際に

※近隣の建造物の所有者はすなわち占有者であるので、文言を統一する。
これにより建設予定で土地をひとまず占有しているユーザーの許可も不要とできる。

(3-5. に移動)

7. 前項の規定に関わらず、予定帯において、地下に公共通路を敷設しようとする敷設者は、その地上部分が既に他者に占有されている場合(第4項に該当する場合を除く。)は、当該占有者に許可を得なければならない。

※地上に公共通路があるところへ、その地下に新たに公共通路を敷設しようとする場合、現行では 3-6 (既に公共通路予定帯に公共通路が存在する場合) と 3-4 ただし書 (地上部分が既に他者に占有されている場合) の両方に該当するため、整理して地上部分が公共通路であれば 3-4、それ以外であれば 3-7 で対処するように改める。

8. 予定帯以外の土地において、他の占有者の占有地から5ブロック以内に_____公共通路または歩道_____を敷設しようとするユーザーは、当該占有者_____の許可を得なければならない。

※近隣住人は、占有地に住んでいる者を指すと考えられる (借家人にまで許可を求める必要はない) ので、許可の範囲を占有者に統一する。

9. 第4項及び前項の場合において、占有者が不明もしくは長期にわたり不在のときは、敷設者 (前項の場合にあってはユーザーをいう。以下

_____は、当該占有地の正面付近に以下の情報を記載した看板を掲示し、 掲示日 _____ から一週間 _____ の経過 _____ をもって _____ 許可が得られたものとする _____。

I. 敷設の趣旨

II. 敷設予定日

III. マイクラ _____ ID

IV. 掲示 _____ した日付

10. 前項に定める掲示期間中に当該占有地の占有者が _____ ログインしたと認められる場合、敷設者は直接占有者と対話の上で許可を得ること。ログイン時刻が一致せずに _____ 対話ができない _____ 場合は、さらに一週間の猶予を持って着工すること。このときログイン時間が一致しているにも関わらず対話が行

本項において同じ。)は、当該占有地の正面付近に以下の情報を記載した看板を設置し、 その設置の日から一週間 (以下「掲示期間」という。)が経過したことをもって、当該占有者 (以下「不在者」という。)に係る各項の許可を得たものと見なすことができる。 ただし、敷設者は不在者に対し可能な限り連絡を試みなければならない。

※現行では、公共交通路を敷設する場合、予定帯外では近隣の占有者の許可が必要 (3-8)、予定帯内では地上であれば近隣の占有者の許可は不要だが、地下への敷設であればその地上の占有者の許可が必要 (3-4)、予定帯内に既に公共交通路があるときは既設の敷設者の許可が必要 (3-6)、という規定である。本項の規定は、予定帯外での許可 (3-8) は看板によりみなし許可を得られるが、予定帯内についてはみなし許可の対象とされていない。3-4 の許可不要を想定して書かれたためと考えられるが、3-4 や 3-6 の許可が必要な場合への適用が欠落しているため、予定帯外より予定帯内のほうが敷設のハードルが高くなっている。そこで公共交通路同士の立体交差に限り、予定帯内でもみなし許可が得られるように適用範囲を広げる。なお、ただし書については 3-10 に述べるとおり。

I. 敷設の趣旨

II. 敷設予定日

III. 敷設者の Minecraft ID

IV. 看板を設置した日付

10. 前項に定める掲示期間中に当該不在者 _____ がサーバーにログインしたと認められたときは、前項の看板の効力は無効とする。ただし、 _____ ログイン時間が一致しないことにより対話ができず、かつ他の連絡手段も不明である場合は、前項の「その設置の日」を「不在者の最終ログイン日」と読み替えて一回に限り改めてこれを適用する。

われない場合には、敷設者の一方的な強行であるとみなされ BAN 対象者と判断される場合がある。

(新設)

(新設)

(2-5-VI. より移動)

※積極的な対話の意思を BAN の要件とするのは、土地利用規則で定める部分ではない。3-9 で不在者への連絡の努力規定を設けるだけで十分と判断する。また現行では「さらに一週間の猶予」の起点があいまいなため、これを明確に指定する。

11. 不在者は、前々項の掲示期間（前項により改めて適用された場合は、適用後の掲示期間）を過ぎた後に看板の存在を知ったときは、敷設者（前々項にいう敷設者をいう。）に対し、敷設された部分についての協議及び敷設により生じた破壊や機能不全の解消を求めることができる。

※3-9 のみなし許可までの期間が一週間と短いことから、不在者に対して、事後協議と支障への修正を求める権限を与える。

12. 第 9 項の看板は、不在者が確認した場合を除き、これを撤去してはならない。第 10 項に該当するときも同様とする。

※3-11 の事後協議等の権限を認めるためには不在者が看板を確認することが必要なため、それまでは看板の撤去を禁止する。

13. 地下に公共交通路を敷設しようとする敷設者は、第 2 条第 1 項各号に定める方法のほか、以下の各号のいずれかに定める方法により、各号に定める範囲の土地を占有することができる。

※現行では、2-5-VI-c で予定帯内では占有表示を省略できるとしているが、省略した場合は他のユーザーが地上を占有することを妨げることができないため、これを防ぐために占有表示を行うことも考えられる。その際、現行では本項の簡素な地上の占有方法は予定帯外だけに適用されるため、予定帯外より予定帯内のほうが占有のハードルが高くなっている。そこで、予定帯の内外を問わずこの簡素な占有方法を使用

(2-5-VI-a 及び b. より移動)

(2-5-VI-d. より移動)

(2-5-VI-c. より移動)

(新設)

第4条 建造物および土地に対する権利の消失

できるように改める。

I. 敷設者の ID 看板に路線名を記載したものを、公共交通路の進行方向に向けて 1~50 ブロック間隔で設置した場合、その看板間を結ぶ直線を含む幅 5 ブロックの範囲。

14. 前項各号（第 2 条第 1 項各号を含む。以下本条において同じ。）に定める方法による占有表示は、地下の公共交通路敷設前に設置されなければならない。また、当該公共交通路が廃止もしくは完全に埋め戻されるまでは撤去してはならない。

15. 前々項の規定に関わらず、予定帯において、地下に公共交通路を敷設しようとする敷設者は、前々項各号に定める方法による占有表示を省略することができる。このとき、その地上を他のユーザーが占有することを妨げることができないが、第 2 条第 2 項ただし書の適用を受けることができる。

※現行は簡素な占有表示の方法を定めた条項のコンテキストの中に置かれているが、予定帯内において「この」占有表示は不要というときの「この」は、続く「占有の表示が無い状態」から考えて、本項の簡素な占有表示だけでなく全種の占有表示を示すものと考えられることから、それを明示するよう改める。また地上が他者に占有された場合に、相互に不干渉であることを明記する。

16. ホームマップの一般供用開始に先立って公共交通路の敷設予定地を確保しようとする敷設者は、サーバー管理者によって定められた期限までに、サーバーwiki の公共交通路計画一覧配下に当該公共交通路のページを作成した上で、サーバー管理者に許可を求めなければならない。

※現行の 3-1 追記より独立。

第4条 建造物及び土地に対する権利の消失

1. サーバー利用者が 以下のいずれかの項目に相当する _____
_____ 場合、他のサーバー利用者からの申請
_____ により、その利用者の建造物や占有地、_____ 保護した領域の全てま
たは一部（以下「占有物」という。）を管理者により接收され、他の目的
のために使用される場合がある。

I. サーバーを BAN されてから 3 ヶ月以内に BAN が解除されない場合。

II. 3 ヶ月以上サーバーへの接続が無いと見られる場合、ただし _____ 当該
建築物が当該ユーザーの拠点と判断される場合には除外される。

(新設)

2. _____ 接收の旨 _____ は、当 _____ wiki の撤去領
域一覧のページに全てのサーバー利用者が閲覧できる形で公示され、
1 週間以上の猶予を持って _____ 実施される _____。

3. 撤去された建造物については、後からサーバー管理者にバックアップ
からサーバー内のいずれかの場所への復元を申し立てる事ができる。
ただし完全な状態で復元できるとは限らず、またバックアップに存在
せず復元出来ない場合もある。また以前の占有地への復帰は、既に土
地が再利用されている場合には不可能。

4. サーバー管理者 _____ 主導の _____ 地域整備を行う場合には、一切の
条件なく建築物の撤去が行える _____。この場合も前項と同様に
バックアップの退避から、復元を申し立てる事ができる。

1. サーバー管理者は、以下の各号のいずれかに該当するユーザー（以下
「元ユーザー」という。）がいる場合、他のユーザー _____ からの申し
立てにより、元ユーザーの建造物、占有地及び保護した領域の全部ま
たは一部（以下「占有物」という。）を _____ 接收し _____、他の目的
のために使用させることができる。

I. サーバーを BAN されてから 3 ヶ月以内に BAN が解除されない場合。

II. 3 ヶ月以上サーバーにログインしていない _____ 場合。ただし、当該
占有物が元 _____ ユーザーの拠点と判断される場合を除く _____。

III. 占有地の貸与を受けており、3 ヶ月以上サーバーにログインして
いない場合。ただし、この場合の申し立ては占有者からに限る。

※2-6 で貸与時の権利の委譲を定めたことに関連して、その接收について
も規定する。土地の貸与において、建築権等は借主が委譲されてい
るとしても土地の占有者は貸主のままであるため、貸主に限り申し立
てを認める。また拠点として使うための貸与も一般的であることから、
拠点であっても申し立てが行えることとする。

2. サーバー管理者は、前項の接收を行うときは、サーバーwiki の撤去領
域一覧のページに全てのユーザー _____ が閲覧できる形で公示し _____、
1 週間を経過したのちにこれを実施するものとする。

(削除)

※現行では、4-3 に申し立てと不完全・復元不可免責、4-4 に地域整備と
申し立て、4-5 にバックアップ免責という形で、あり、申し立てと免責
条項が散らばっている。これらを整理して、地域整備、申し立て、免
責条項でそれぞれ項を分ける。

3. サーバー管理者は、その主導により地域整備を行う場合には、一切の
条件なく建築物の撤去を行うことができる。 _____

(新設)

5. 撤去された建築物やアイテムなどのバックアップからの復旧に関しては _____、最大で1か月前のバックアップからの復元となる場合がある。(2013/7/20 追記)
6. 上記条項において撤去された建築物や占有地について、管理者への申し立ては可能であるが後の占有者や建築者への抗議、不当要求等を禁止。

第5条 ダイナミックマップにおける景観権について

1. 地上 (Y座標=64以上(2013/7/20 追記)) より上の建造物の所有者 _____は、ダイナミックマップでの _____自分の建造物の景観を妨げられない権利(以下「景観権」と称する)を持つ _____。
2. 景観権が _____ 妨げられそうな場合または自分の建造物が他人 _____の景観権を妨げそうな場合、基本的には、両者話し合いの上で解決するものとする _____。ただし、区画等 _____ において、町の管理者が別途高層建築などを利用者に許可している場合にはこの限りではない。
3. 両者の話し合いで問題が解決しない場合 _____ サーバー管理者の調停を定めることができる。

※地域整備の条項とし、復元申し立ての部分は4-4の規定に委ねる。

4. 第1項及び前項により撤去された建造物の所有者(以下「元所有者」という。)は、サーバー管理者に対しバックアップからサーバー内のいずれかの場所へ復元させるよう申し立てることができる。

※現行の4-3と4-4から復元申し立ての部分を統合して規定。

5. サーバー管理者は、前項の申し立てに対して必ずしも撤去時の状態に完全に復元させる義務を負うものではなく、最大で1ヶ月前のバックアップからの復元となる場合がある。 _____

※現行の4-3と4-5から復元時の免責条項の部分を統合して規定。

6. 元所有者は、その占有物の撤去中に元の設置場所を新たに占有したユーザーがあった場合に、抗議及び不当要求等をしてはならない。 _____

第5条 ダイナミックマップにおける景観権 _____

1. 地上 (y座標が64.0以上であるものとする。)に建造物を所有するユーザーは、ダイナミックマップにおいて自分の建造物の景観を妨げられない権利(以下「景観権」という。)を持つものとする。
2. 景観権が他のユーザーにより妨げられそうな場合または自分の建造物が他のユーザーの景観権を妨げそうな場合は、当該ユーザー間において第0条に定めるとおりこれを解決しなければならない。ただし、区画整理された町において、町の管理者が別途高層建築等 _____ をユーザーに許可している場合 _____はこの限りではない。

※解決策は0-5の規定に委ねる。再々出てくる町の管理者だが、メインハッタンという想像しやすい実態があることから、今回はあえてこのままとする。

(削除)

※調停を含む解決策は0-5の規定に委ねる。

第6条 中央特区および遠方ゲート__から続く市街の発展の阻害禁止

(新設)

(新設)

第6条 _____遠方ゲート等から続く市街の発展の阻害禁止

※6-1 において遠方ゲート等を定義していることもあり、文意も通じるので章題を修正した。

1. 原点 (x 及び z 座標がいずれも 0 の地点をいう。以下同じ。) 及び遠方ゲート (以下「遠方ゲート等」という。) は、ユーザーが容易にアクセスできるように、その周辺 (遠方ゲート等を中心に少なくとも 9 ブロックの円形の範囲内) を保全しなければならない。

※大路の前に、以下の理由から、まずゲート周辺の保全を定める。1つ目は、ゲート周辺のスペースが極端に狭くなることを防ぎ、大路の幅を広く確保しやすくするため。2つ目は、「ゲートを出たら2ブロック落ちて戻れない」「ゲートを出たら溶岩の海」「ゲートを出たら奈落」といったトラップ状態を避けて安全にゲートに戻れるようにするため。実際に、Home02 において内周ゲートが設置された際に水面高さより上にゲートが設置された結果、水中からゲートに戻れず、ブロックを設置するにも保護のため設置できない、という状況があった。ただし、海上ゲートのアクセスはすべてボートによる、というユニークな発想も考えられるため、ゲート周辺に地上を確保することを必須とはしない。

2. 遠方ゲート等を収容するような建造物を建築する場合は、可能な限り遠方ゲート等への視線を妨げないようにしなければならない。

※「遠方」ゲートという書き方から、規則制定時には遠方ゲートとそれ以外のゲートとに分ける意識があったことは明らかだが、仮に今新規ユーザーが来た場合、既に町が発展している状況下でそれらを区別することができるかという疑問がある。そんな状況で、Home01 の大根やディルフウォンズのゲートが建物内に設置されているのを見れば、

1. 原点や遠方ゲート から _____ 延びる道およびその延長線(以降、大路と称する) をふさぐ _____ 建築をしてはならない _____。

(新設)

2. 第1項のおよぶ範囲はサーバー管理者または遠方ゲート _____ を含む _____。

遠方ゲートを建物で囲うという発想は当然あり得ることで、実際に Home02 でもいくつかのゲートが建物内に納まっている。アクセス等が適切にデザインされた建物であれば、ゲート周辺の市街の魅力を増すことにもつながるので、建物で囲うこと自体は禁止すべきではないが、初めて訪れたユーザーが町を探索した後、少しでも容易にゲートに戻ることができるようにすべきであり、それは大路を「ふさぐ」ことを禁止する現行の規定とも根底の趣旨を一にするものと考えている。

3. _____ 遠方ゲート等から直線状に延びる道(以下「大路」という。)及びその延長線をふさぐ建物を建築することは、これを禁止する。

※大路の形状について「直線状」と明確に定義する。曲がりくねった大路というものを考えたときに、どのような形が「延長線をふさぐ」に当たるのかを判断できないため。ただし、遠方ゲート等から曲がりくねった道を(大路とは別に)伸ばすこと自体は禁止しない。大路としてのメリットは得られないが、円形や八角形など自由な町割りを作れる余地は残したいと考える。また大路の向きも、東西南北四方向に限ることはしない。斜め45度に延びる道も直線状であれば大路となる。

4. 大路及びその延長線上に、その形状が川や海と認められる水源があるときは、水面上をボートが自由通行できるよう、形状を保持しなければならない。

※大路とボートの航路のバッティングに対して特に明確な規定がないことは指摘されてきたところであるので、これを明文化。なお、代わりに通過可能な水路を設置すれば、塞がっても問題ないという解釈。現行のバージョンでどのような形状になるかは分からないが、将来のアップデートで水路と道路の立体交差が容易にできるかもしれないため。

5. 前2項の規定は、_____ サーバー管理者または遠方ゲート等 _____ をその域内 _____。

町の管理者が定める範囲までとする。管理者が特に定めない場合は直近の海岸線までとする。

(新設)

に持つ町が定めた範囲内においてのみ、適用される。ただし、範囲が定められていないときは、遠方ゲート等から12チャック(遠方ゲート等の所在するチャックを除く)をその範囲とする。

※大路の範囲だけでなくボート航路の範囲も定める必要があることから、この位置に置く。町の管理者という概念をどう定義するかは難しい問題であり、土地利用規則の範疇を超えるが、ここでは、無機物である「町が定めた」という表現に調整する。町が定めるという状況を作り出すためには、そこに一定のコンセンサスが必要になり、その後に関わるユーザーが見えてくる。この構図を示唆する表現であれば、実質的に影響を与えずに、かつひとまず町の管理者にまつわる問題を回避できる。なお、12チャックは、1.15.2でのデフォルトの描画距離が根拠。

6. 大路の延長を持ち、原点もしくは遠方ゲートの座標を中心とした幅9ブロックの柱状の領域は、公共交通路予定帯と見なす。

※Home02では遠方ゲートは下2桁00の位置に立っているのに、公共交通路予定帯は00-09の幅とされている。一般に大路はゲート位置を中心に左右対称の幅の道で作られることが多いので、その場合大路の幅半分は予定帯を外れることになり、予定帯のメリットが半減する。大路の道路としての機能及び実装はほぼ地表面のみに限られる一方、ゲートに直結する地下・空中空間が容易に確保されることから、大路の地下及び上空は公共交通路を引くのに絶好の場所であり、交通路が何か所に収まればゲート周辺で利用可能な土地が増えるという、メリットもある。以上から、大路が引かれたならば、幅を区切ってこれを予定帯と見なすこととする。ただしあくまで引かれた大路を対象とし、延長線は含めない。なお9ブロックの根拠は、地下鉄を基準に、側壁1ブロック+ホーム2ブロック+線路1ブロックの4ブロック幅を、

第7条 中央特区及び地上に _____ 生成される構造物の処遇についての特例措置

1. クライアントの負荷軽減のため、以下の項目に定める仕様に基づきサーバー管理者管轄の中央特区を設ける。
 - I. 大きさはワールド _____ のスポーン地点（0, 0 地点）を中心とした 24 チャンク四方(384m _____ 四方)とする。
 - II. 一定高度以下の地下は全て岩盤にて埋め立てられる。岩盤と地表の間の土地についても別途許可がある場合を除き建設、掘削禁止とする。
 - III. 建造物の高さを $y < 128$ _____ に制限する。なお景観権については第5条に準ずる _____。
 - IV. _____ 八方向 _____ 街路が整備され、中央特区外へと続く _____ 八方向への高速歩道及び鉄道が整備される。
 - V. スポーン地点には、八 _____ 方向へ一定距離直線状に伸ばした位置に _____ 移動可能な遠方ゲートが設置される。

線路を隔てる1ブロックを挟んで両側に設置した場合（壁ホホ線隔線ホホ壁）、というもの。大路の幅を9ブロックに固定する意図ではなく、大路の幅が5ブロックであっても、両側2ブロックは予定帯とみなされる規定となる。

第7条 中央特区及び Minecraft により生成される構造物 _____

※難破船のチェスト等、地上にも水中にも生成されうる構造物もできたことから、地上の限定を削除する。

1. クライアントの負荷軽減のため、以下の各号に定める仕様に基づきサーバー管理者管轄の中央特区を設置する。
 - I. 大きさは、ホームマップの原点 _____ を中心とした 24 チャンク四方(384 ブロック四方)とする。
 - II. 一定高度以下の地下は全て岩盤にて埋め立て _____ する。 _____
- ※岩盤埋め立てという「仕様」と建築禁止という「権限」は切り分けて規定する。
- III. 建造物の高さを y 座標で 128 未満に制限する。なお景観権については第5条の規定を準用する。
 - IV. 最大八方向に街路を設置し _____、中央特区外へと続く最大八方向への高速歩道及び鉄道を敷設する _____。
 - V. 原点から複数 _____ 方向へ一定距離直線状に伸ばした位置に、 _____ 移動可能な遠方ゲートを設置する _____。

※7-1-IV と 7-1-V については、Home02 の現状（高速歩道と鉄道は4方向、外周ゲートが16方向）を踏まえて、少し緩めて幅を持たせた書き方に調整する。

VI. _____各ホームマップ内に作成される町の役場が誘致される場合があり、その場合には一部のユーザーに対して特区内の一部に建設権が認められる。

VII. そのほか、サーバー利用者に対しての公共物が設置される

(新設)

2. 各ホームマップに自然 _____生成される、村/砂漠の寺院(ピラミッド)/ジャングルの寺院/ウィッチの小屋/要塞について、争いを避け、めぼしいものを持ち去ったあと放置されることを防止するため、
以下のように定める。

I. 村及び繁殖可能な村人については、中央特区内に保護区域（以降：以下「保護村」という。）が整備される。保護区域の村人は中央駅と八方向の線路を利用し任意の場所に搬送できる。

II. 保護村以外の全ての自然生成構造物は第一到達者の土地利用に準

VI. ユーザーが利用可能な公共物及び各ホームマップ内に作成される町の役場が設置される場合があ _____る。

※7-1-II 同様、役場の設置という「仕様」と建築権の認可という「権限」は切り分けて規定する。

(削除)

※7-1-VI に統合。

2. ユーザーは、中央特区の設置及び運営に必要な範囲において、サーバー管理者の許可を得て中央特区での建築権を持つことができる。

※7-1-II と 7-1-VI の「権限」をここに統合して規定。町役場の建築権だけでなく、特区自体の建築に協力することも含めた規定となる。なおここでいう「範囲」は領域的範囲と時間的範囲の両方を表すと解釈。

3. 各ホームマップに Minecraft により生成される 村その他の構造物 _____については、第2条第1項各号に定める方法により占有されている場合を除き、ユーザーが自由に利用してよいものとする。

※構造物を列挙すると、アップデートごとに改正が生じるので表現を調整した。さて構造物の利用は第一到達者の自由に委ねられているが、言い換えればスルーするのも自由であり、その場合、次の到達者が第一到達者扱いとなるため、規定として複数の解釈が生まれる余地が生じる。そこで、占有されていなければ自由に使ってよいというシンプルな形に改める。これでも十分「第一到達者の自由」は守られる。

(削除)

※「保護村」は現状に鑑みて廃止。し、7-2-I を削除、その結果例外がなくなるので第2号と第3号の内容も本項に集約されることになった。

(削除)

じる。つまり、壊すのも、利用するのも第一到達者の自由とする。
ただし次項に定める占有表示が無い場合には他者が占有する場合がある。

III. 構造物を取り壊さずに占有利用する場合は、第 2 条に準じた方法
による占有表示を必要とし、占有表示の無い領域に関しては他者が
占有可能とする。

※「保護村」を廃止したため例外規定ではなくなり、7-3 に内容を集約できることから廃止。

(削除)

※7-2-I と 7-2-II の削除を踏まえ、7-3 に統合。